

『集古十種』 青木嵩山堂本について

はじめに

- 一 『集古十種』 青木嵩山堂本の概要
 - 二 『集古十種』 青木嵩山堂本の特質
 - 三 出版社青木嵩山堂の業績
- むすびにかえて

はじめに

本稿の目的は、『集古十種』版本のうち明治期に再刊された『集古十種』青木嵩山本の資料的な特質を考察することである。

『集古十種』は、松平定信が編纂し、寛政十二年（一八〇〇）正月に広瀬典が書いた序文を付して刊行したものである。『集古十種』版本については、明治三十二年（一八九九）に「松平家蔵版」といわれる当初からの版本を使用し、青木嵩山堂から発行された版本が、最終の後刷り本である。

この明治三十二年という年は、寛政十二年に『集古十種』版本が誕生して以来、人間の数え年にたとえれば、ちょうど百歳の年齢に当たる。この明治三十二年に『集古十種』を再刊したのが、出版社青木嵩山堂である。¹⁾本稿では、青木嵩山堂本の概要と特質を整理し、青木嵩山堂の業績について概観したい。

一 『集古十種』 青木嵩山堂本の概要

『集古十種』版本は、桑名松平家旧蔵で、現在は鎮國守國神社（三重県桑名市）の所蔵である。昭和六十年（一九八五）六月六日付（文部省告示第八十号）で「集古十種板木」として、現存する版本一四五一枚が、一括して国の重要文化財に指定されている。

この版本は、明治三十二年（一八九九）八月一日に青木嵩山堂から後刷り再刊された版本に使用されている。この版本の刊記には「松平家蔵版」とあ

る。青木嵩山堂本は全八十八冊が完本であるが、これは江戸期の『集古十種』版本計八十五冊に新たに「総目録」計三冊を加えたものである。

「総目録 一」には、「旧臣 江間政發拜書」として、江間が序文を書いている。江間は、その冒頭に広瀬典の「集古十種序」を掲出し、「見存旧板無此序」と述べて、「公家有命繕其旧板因使政發写此序而刻之卷首」と続けている。江戸期の『集古十種』版本では、『集古十種稿』の段階で、広瀬典の序文が付されているが、それ以外の後刷り本では、序文は省略されている。青木嵩山堂では、江間政發の序文の中に広瀬典の序文の文章を特筆する型式を取っている。

この目録は、当初の各部類の目録の版本を使用しているが、「総目録 三」の刊記の直前の丁には、新規に開版した目録が付され、「七祖賛 弘法大師眞蹟」、「小倉色紙 定家卿眞蹟」、「玉潤八景 牧溪和尚筆」、「名物古畫 諸名家筆」の順序で掲出されている。

これらの計三冊の「総目録」は、明治三十二年における目録版本再編集・一部新版であるが、各部類の順序を知ることができるので重要である。『集古十種』の部類ごとの順序は明示されおらず、当初の版本の部類の順序は不明である。しかし、青木嵩山堂本は、「松平家蔵版」として伝来した版本を用いて、しかも、桑名藩主松平家旧家臣江間政發が再版を企図したものであるから、その部類の掲載順序は、ある時点で、少なくとも明治三十二年までの時点で、松平家もしくは旧家臣の認識する『集古十種』版本の部類の順序を伝えていると推察してよいだろう。²⁾

二 『集古十種』 青木嵩山堂本の特質

青木嵩山堂本の目録三冊を参考にして、『集古十種』版本の各部類の印刷題簽に記載してある名称等の情報を加味して順序を示しておく。

*福島県立博物館

*佐藤 洋 一

『集古十種 総目録 一』から『集古十種 総目録 三』までの計三冊

『集古十種 碑銘目録』の計一冊

〔凡例は「集古十種 碑銘類」とする。〕
〔目録では「碑銘部」とする。〕

『集古十種 碑銘 一』から『集古十種 碑銘 十二』までの計十二冊

〔『集古十種 碑銘 十二』に奥付あり。〕

『集古十種 鐘銘目録』の計一冊

〔凡例は「集古十種 鐘銘類」とする。〕
〔目録では「鐘銘部」とする。〕

『集古十種 鐘銘 一』から『集古十種 鐘銘 八』までの計八冊

〔『集古十種 鐘銘 八』に奥付あり。〕

『集古十種 兵器 甲冑 一』から『集古十種 兵器 甲冑十二』までの計十二冊

〔「甲冑 一」の冒頭に見える凡例は「集古十種 兵器類」とする。〕
〔「甲冑 一」に目録を収載する。〕

〔『集古十種 兵器 甲冑十二』に奥付あり。〕

『集古十種 兵器 旌旗 一』から『集古十種 兵器 旌旗五』までの計五冊

〔「旌旗 一」に目録を収載し、目録では「旌旗之部」とする。〕

〔『集古十種 兵器 旌旗五』に奥付あり。〕

『集古十種 兵器 弓矢 一』から『集古十種 兵器 弓矢 二』までの計二冊

〔「弓矢 一」に目録を収載し、目録では「弓矢之部」とする。〕

〔『集古十種 兵器 弓矢二』に奥付あり。〕

『集古十種 兵器 刀劔 一』から『集古十種 兵器 刀劔 三』までの計三冊

〔「刀劔 一」に目録を収載する。〕
〔『集古十種 兵器 刀劔三』に奥付あり。〕

『集古十種 兵器 馬具 一』から『集古十種 兵器 馬具 三』までの計三冊

〔「馬具 一」に目録を収載し、目録では「馬具之部」とする。〕

〔『集古十種 兵器 馬具三』に奥付あり。〕

『集古十種 銅器 一』から『集古十種 銅器 三』までの計三冊

〔「銅器 一」の冒頭に見える凡例には「集古十種 銅器」とある。〕

〔『集古十種 銅器三』に奥付あり。〕

『集古十種 樂器部 一』から『集古十種 樂器部 六』までの計六冊

〔「樂器部 一」の冒頭に見える凡例には「集古十種 樂器部」とある。〕

〔『集古十種 樂器六』に奥付あり。〕

『集古十種 文房 一』から『集古十種 文房 二』までの計二冊

〔「文房 一」の冒頭に見える凡例には「集古十種 文房類」とある。〕

〔『集古十種 文房二』に奥付あり。〕

『集古十種 印章序目』の計一冊

〔凡例には「集古十種 印章類」とする。〕

『集古十種 印章 一』から『集古十種 印章 四』までの計四冊
『集古十種 印章追加 一』から『集古十種 印章追加 二』までの計二冊

〔『集古十種』 印章追加二〕に奥付あり。〕

『集古十種 扁額目録』の計一冊

〔凡例には「集古十種 扁額」とする。「縮写割線図」

『集古十種 扁額 一』から『集古十種 扁額 八』までの計八冊

『集古十種 扁額別録 九』の計一冊

〔『集古十種 扁額別録九』に奥付あり。〕

『集古十種 古書 肖像 一』から『集古十種 古書 肖像 五』までの計五冊

〔『集古十種 古画肖像五』に奥付あり。〕

『集古十種 七祖賛 弘法大師眞蹟 上』

『集古十種 七祖賛 弘法大師眞蹟 下』との計二冊

〔『集古十種 七祖賛 弘法大師眞蹟 下』に奥付あり。〕

『集古十種 法帖 定家卿眞蹟小倉色紙』の計一冊

〔『集古十種 法帖 定家卿眞蹟小倉色紙』に奥付あり。〕

『集古十種 牧溪玉潤八景』の計一冊

〔『集古十種 牧溪玉潤八景色』に奥付あり。〕

『集古十種 名物 古書』の計一冊

〔『集古十種 名物 古書』に奥付あり。〕

以上は、青木嵩山堂刊行『集古十種』版本の「総目録」計三冊を含めた合計八十八冊の部類ごとの順序と部類内のセット関係である。

したがって、『集古十種』版本の刊行過程を考える上では、明治三十二年

の後刷り本を基準にして、表紙・題簽・料紙の形態や材質、版木の経年変化

による印刷紙面への影響などについて、遡及する形で研究する必要がある。

しかも、江戸期の版本は、なかなか揃えて遺存しているケースは少ないが、

青木嵩山堂本は、後刷り最後の明治期の印刷であるので、各方面にセットで

所蔵されているケースが多く閲覧に便利である。松平定信編纂の『集古十

種』版本の理想像・編纂意図を同書の中に探索するためには、半ば通行本化した国書刊行会本（後の復刻版を含む）で形成された『集古十種』のイメージを、一旦、手近な青木嵩山堂本で払拭しなければならぬ。

なお、補足すると、現存する板木の伝来をめぐって別に資料がある。国立公文書館所蔵史料の中に明治六年（一八七三）七月三十日付「集古十種蔵板献上願」（マイクロフィルム）011200・0151がある。これは、松平家当主松平定教が東京府知事大久保一翁宛に、松平家が所蔵している『集古十種』版本版木を献上したい旨願い出たものである。

集古十種蔵板献上願

私高祖父従四位定信編集仕置候

集古十種蔵板別紙之通献納仕度若

御採用被成下候ハノ定信素志永世朽ニ

存シ可申於私モ本懐至極ニ奉存候此談

奉願候也

第五大区一ノ小区

明治六年七月三十日 従五位松平定教 印

東京府知事大久保一翁殿

集古十種目録

一 碑銘	三百七十七丁	拾三冊
一 鐘銘	二百二十八丁	九冊
一 甲冑	四百五十四丁	拾二冊
一 旌旗	百五十六丁	五冊
一 弓矢	六十丁	二冊
一 刀劔	百三丁	三冊
一 馬具	百十九丁	三冊
一 銅器	百二十丁	三冊
一 樂器	二百五十七丁	六冊
一 扁額	三百八十七丁	拾冊
一 文房	六十七丁	二冊

一 印章	百五十丁	七冊
一 七祖賛	五十八丁	二冊
一 肖像	百七十三丁	五冊
一 小倉色紙	十九丁	一冊
一 名畫帖	十七丁	一冊
一 八景	十八丁	一冊
合八拾五冊		

此板数千四百三十九枚

此外題板十枚

右之通有之也

この献上目録に見える部類の順序は先に見た青木嵩山堂本の総目録に示された部類の順序に極めて類似している。すなわち、「碑銘」、「鐘銘」、「兵器」の下位の分類項目「甲冑」、「旗旗」、「弓矢」、「刀劍」、「馬具」、「銅器」、「樂器」までが同じ順序で記載されている。ついで「扁額」の順位が異なるが、その次の「文房」と「印章」とが同じ順序となっている。

三 出版社青木嵩山堂の業績

青木育志・青木俊造著『明治期の総合出版社 青木嵩山堂』（一般財団法人 アジア・ユーラシア総合研究所）という青木嵩山堂の業績を的確にまとめた著書がある。同書は「第二部 美術出版社としての青木嵩山堂」を青木俊造が執筆しているが、『集古十種』の再刊に多くの知見を寄せている。

青木嵩山堂は明治一三年から大正七年まで存続した出版社である。経営者は青木恒三郎であり、大阪心齋橋に本店があり、東京にも店舗があった。（中略）嵩山堂は明治三一、三二年は文芸書も美術書もほとんど発行していなかったのであるが、その間は、『集古十種』の再刊という大きな木版美術出版の一大プロジェクトに向けて、全力を挙げて企画準備、印刷していたのではないかと考えられるのである。

このように青木嵩山堂の『集古十種』の再刊は、出版社の命運を左右する内容をもっていたのであった。

青木俊造は青木嵩山堂の『販売目録 明治四十四年版』の広告文を引用している。

この書は白河楽翁公が多年の日時を費やし、収拾編纂せられたる、我国美術書中の一大叢書にして、書中のに図画の多くは画伯・谷文晁先生の

縮摹せられしものなれば、その雅趣掬すべく、全部八八巻をもつてなり。我国美術の神髓は網羅し尽して、余蘊なし。真に好古家、美術家はもちろん、いやしくも書画上に關係を有するものは、瞬時も机上を下す能わざる宝鑑にして、我国美術界における空前絶後の一大出版物たるなり。

これは再刊本の販売の広告であるので、好古家・美術家の待望の予感として、再刊本の需要の高さが当時の『集古十種』再刊本の需要の高さが推察される。また著者の青木俊造は、以下のように述べる。

桑名の旧臣、江間としては、版木が東京の屋敷の蔵にあるので、先ずは東京で木版美術印刷が可能な出版社を探したに違いない。しかも、この膨大な版木を使い、八十五冊の一大図録を一度に再版し、三冊の総目録を新たに刊行することは並大抵のことではできない。いわば一大文化事業の再現であり、全国への通信販売網もある総合出版社が候補となった可能性が高い。幸い、嵩山堂は、明治二十五年から三十一年までに四十冊のテーマ別の美術画譜や六十冊の文芸美術書を出版しており、その期待に応える美術本版画の実績も十分であった。しかも、桑名とは目と鼻の先の四日市に、嵩山堂は売捌所として支店を設けていたことも大きかったと思われる。四日市支店はこれまでの嵩山堂発行の出版物の奥付から、明治十七年から明治三十八年まではその存在が確認できる。江間はこの四日市支店を通じて、嵩山堂の東京本社と協議し、時には支店長と共に東京に足を運び、版木の状態や印刷状況を確認しつつ、総目録の刊行で東京本社とも打合せを行っていたと思われる。発行兼印刷者である青木恒三郎の住所が、大阪市ではなく、東京市日本橋区通りと書かれている事由もここにあるのではないだろうか。

『集古十種』再刊本の刊行事業は、出版社嵩山堂が参画するのが、いかにかに最適であったのかを強調している。

なお、青木俊造は、『販売目録』を分析して、『集古十種』再刊本の価格を次のように推定している。「扁額の部 十冊 九円」「古畫肖像の部 五冊 五円」「一冊あたり九十銭か一元」「木製ケースで二箱 全冊買で八十円程度」とする。大変興味深い分析である。筆者は、江戸期の『集古十種』の価格を取り上げたことがあったが、今後、右の価格についても併せて考察したいと考える。

むすびにかえて

松平定信は、寛政十二年（一八〇〇）に『集古十種稿』版本を刊行した。これは文字通り稿本段階の版行であったが、これが刊行された後も『集古十種』の編纂作業は継続されており、増補改訂はなされていた。増補改訂がある程度まとまりがついた段階で『集古十種』版本の定本ともいべき『集古十種』全八十五冊が刊行された。

『集古十種稿』の版本は大半が利用され、凡例その他軽微な増訂は埋木・新刻して対処し、紙幅の増加分や大幅な改定分は新規に開版された。たとえば「印章類」の凡例のように、定信が「印章追加」に触れているので、定本確定時に定信が強く関与していたことは疑い得ない。定本確定時がいつで、どの版本であるかは未詳である。少なくとも、『集古十種』の版本のスタート地点は『集古十種稿』であった。

筆者の推定によると、その後、幕末期までに少なくとも五段階の時期に後刷り本が作成された。そして『集古十種』誕生後数え年百歳の年の明治三十二年（一八九九）に、青木嵩山堂から後刷り本が版行された。その後、写真製版による縮刷版が各種刊行された。

なお、本稿で使用した『集古十種』青木嵩山堂本は、筆者の所持本である。

註

- (1) 佐藤洋一「展示資料『集古十種』の諸本について」（福島県立博物館『集古十種』あるく・うつす・あつめる 松平定信の古文化財調査）所収、（平成十二年三月）九十二頁から九十九頁まで。
- (2) 佐藤洋一「『集古十種』版本の刊行過程について」（福島県立博物館紀要）（第23号、平成二十一年三月）。
- (3) 佐藤洋一「『集古十種』国書刊行会本について」（福島県立博物館紀要）（第31号、平成二十九年三月）。
- (4) 青木育志・青木俊造『明治期の総合出版社 青木嵩山堂』（一般財団法人アジア・ユーラシア総合研究所、平成二十九年九月）。
- (5) 佐藤洋一「『集古十種』印章類の資料的性格について」（『国立歴史民俗博物館研究報告第79集 日本古代印の基礎的研究』所収、平成十一年三月）

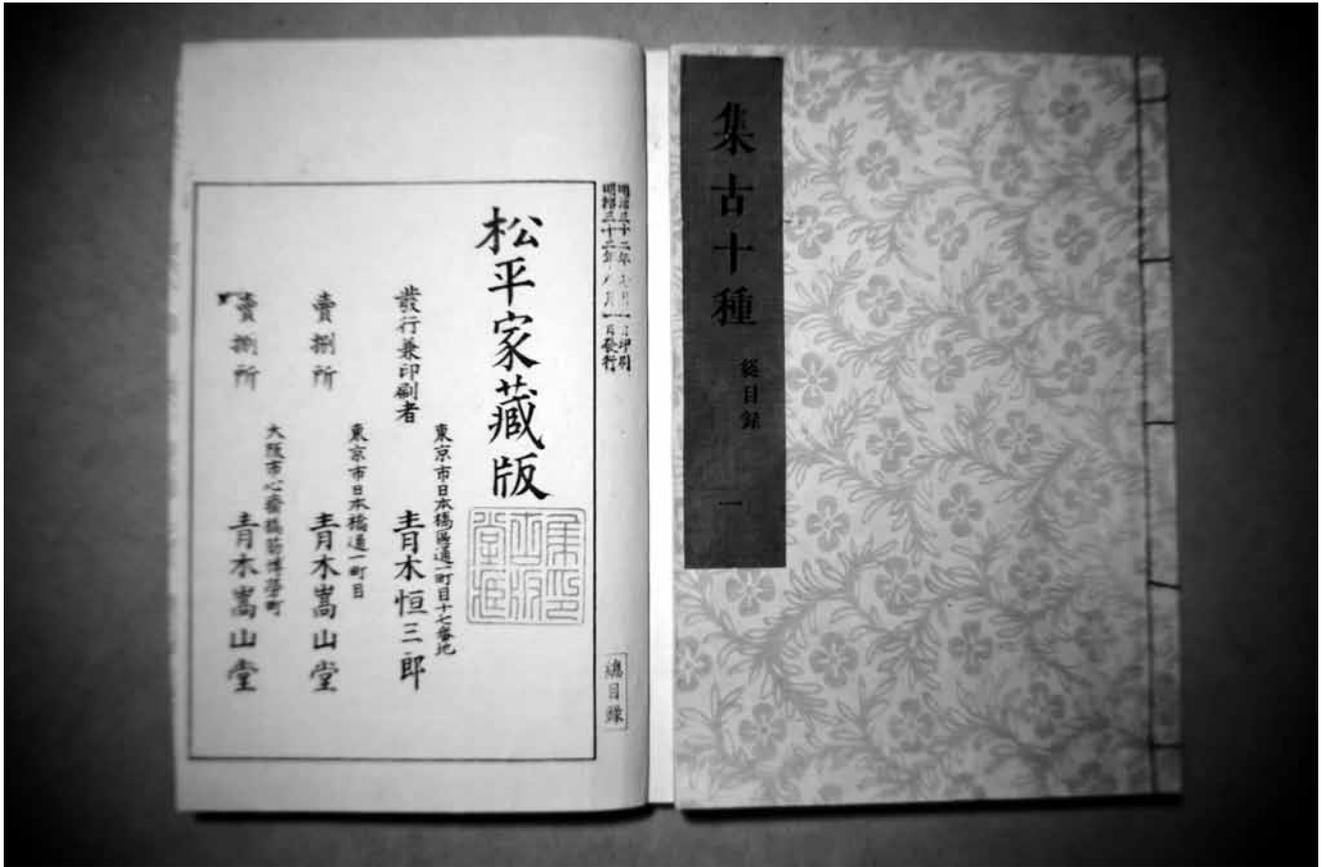


写真1 「総目録一」表紙・「総目録三」奥付

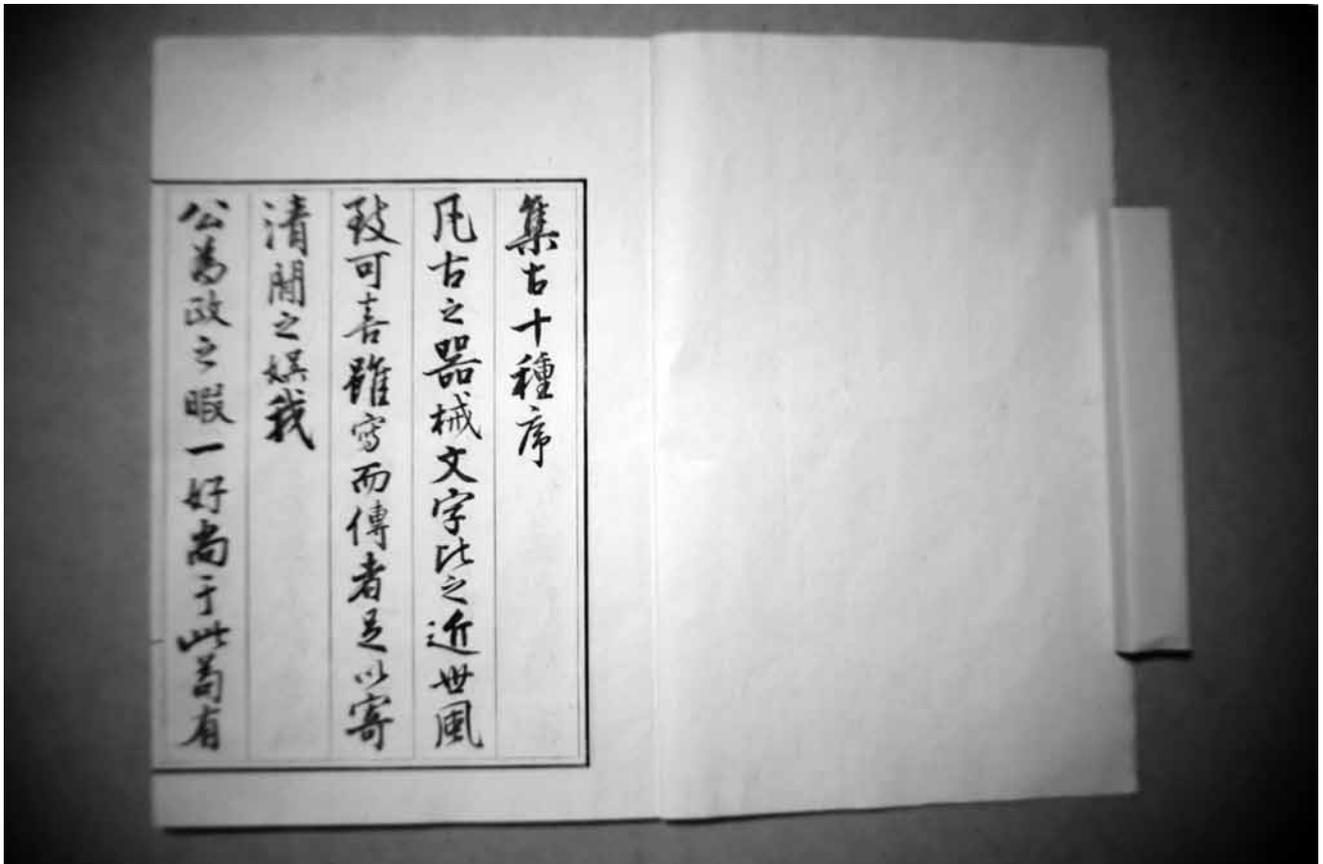


写真2 「総目録一」序文

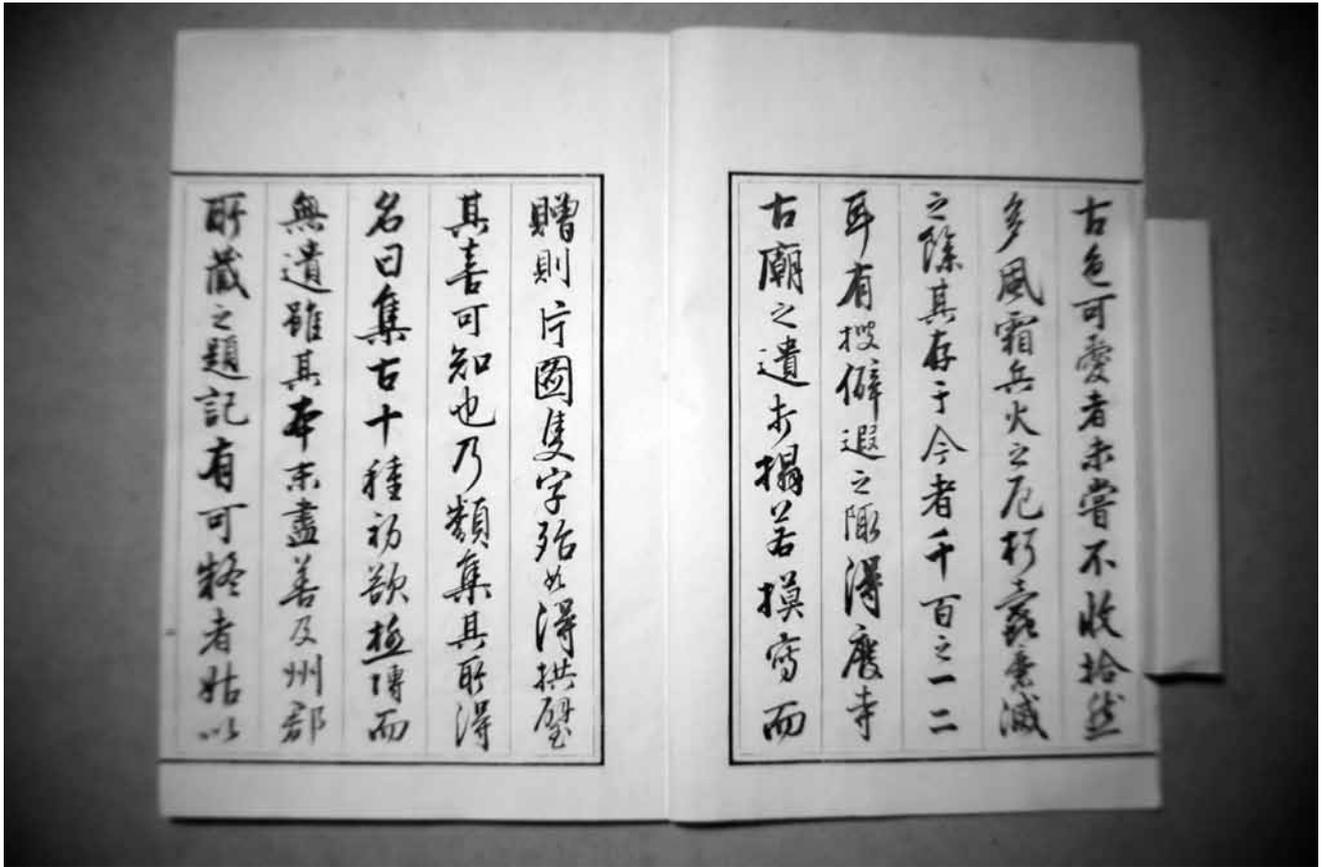


写真3 「総目録一」序文

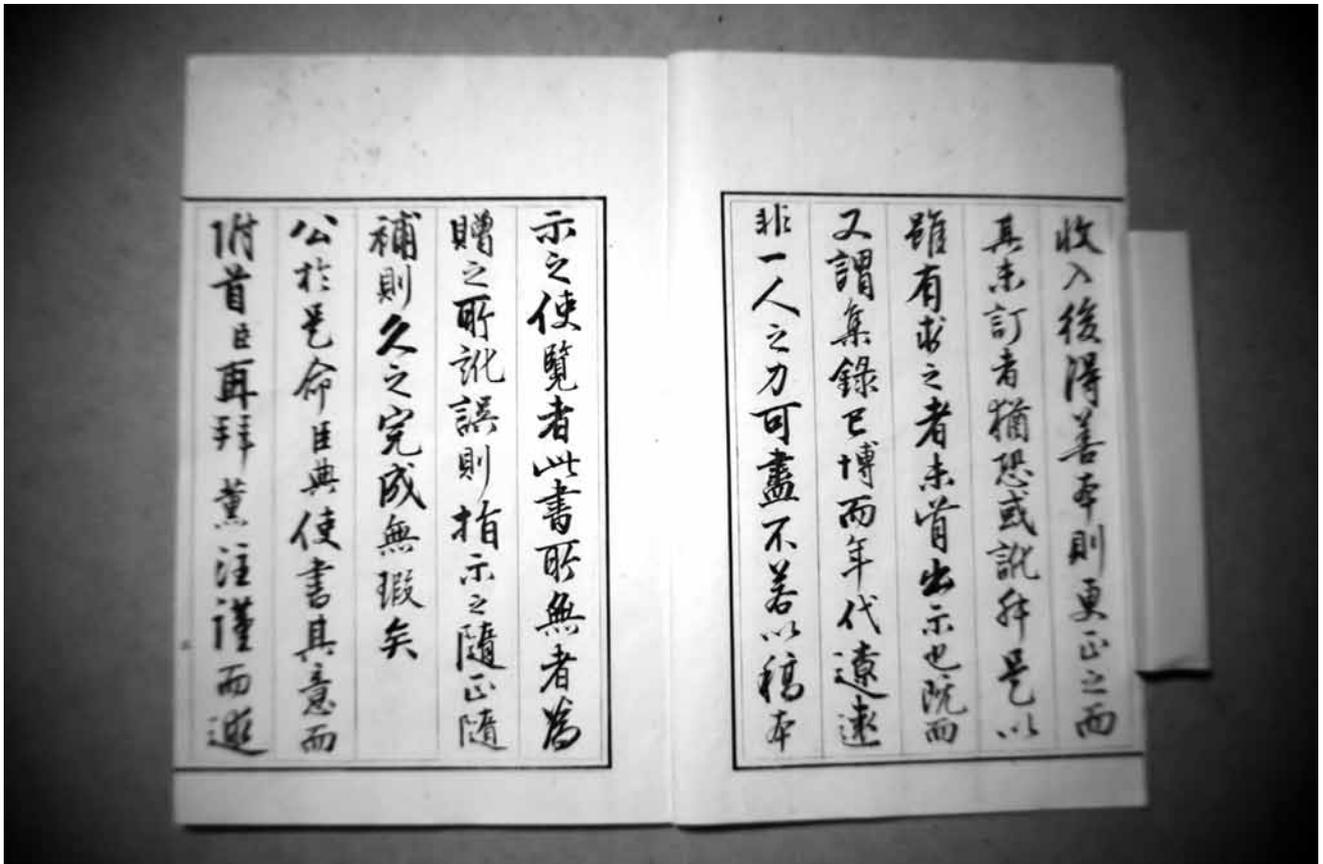


写真4 「総目録一」序文

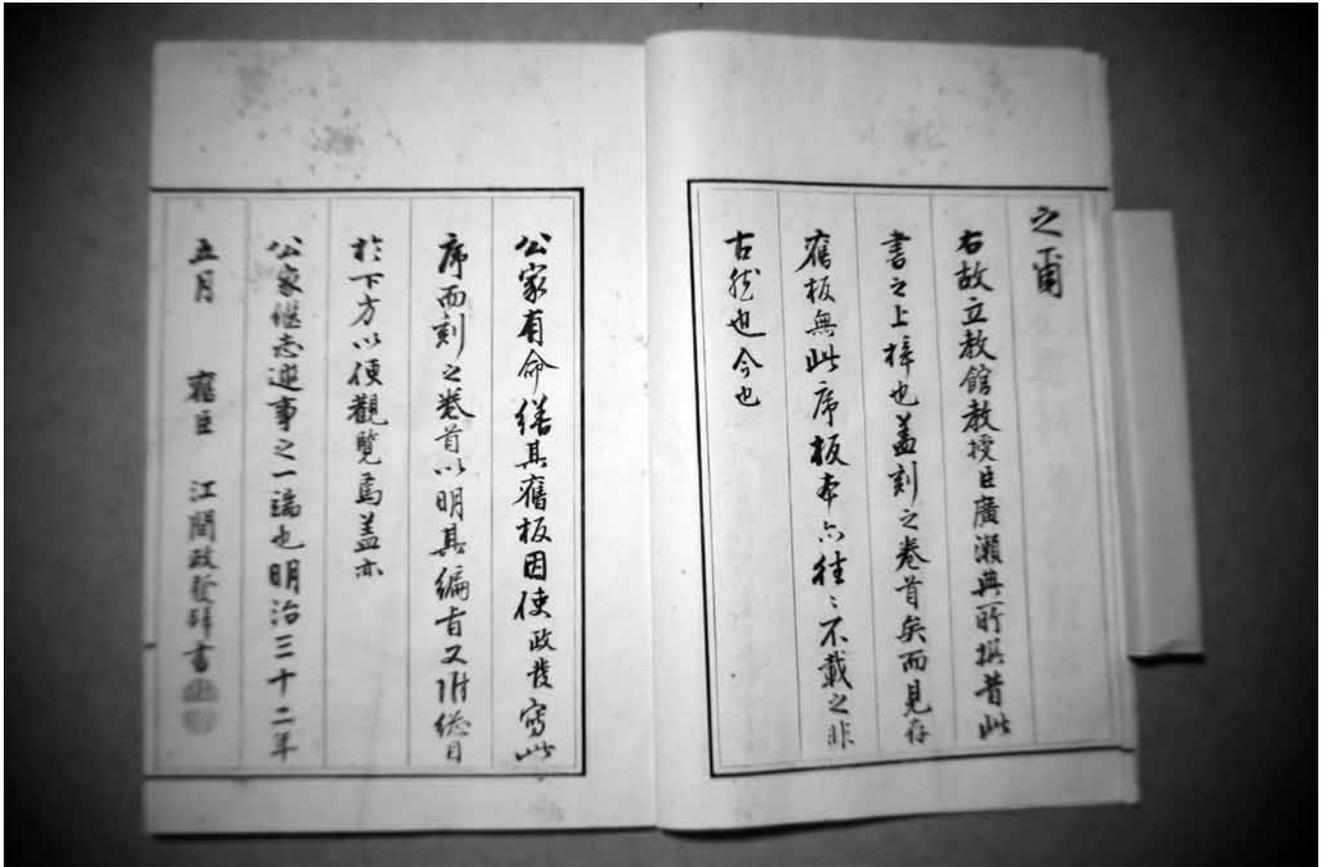


写真5 「総目録一」序文

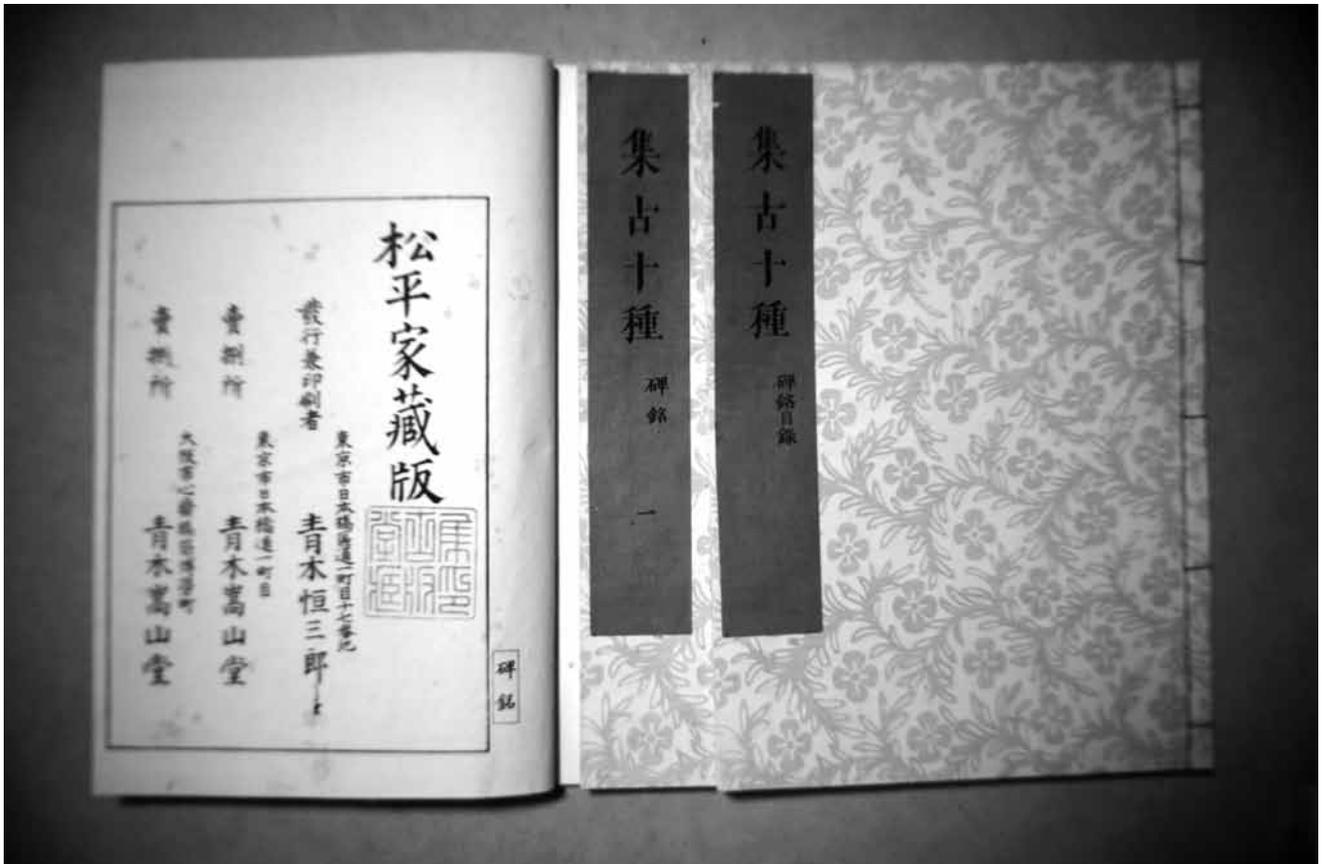


写真6 「碑銘目錄」・「碑銘一」表紙、「碑銘十二」奥付

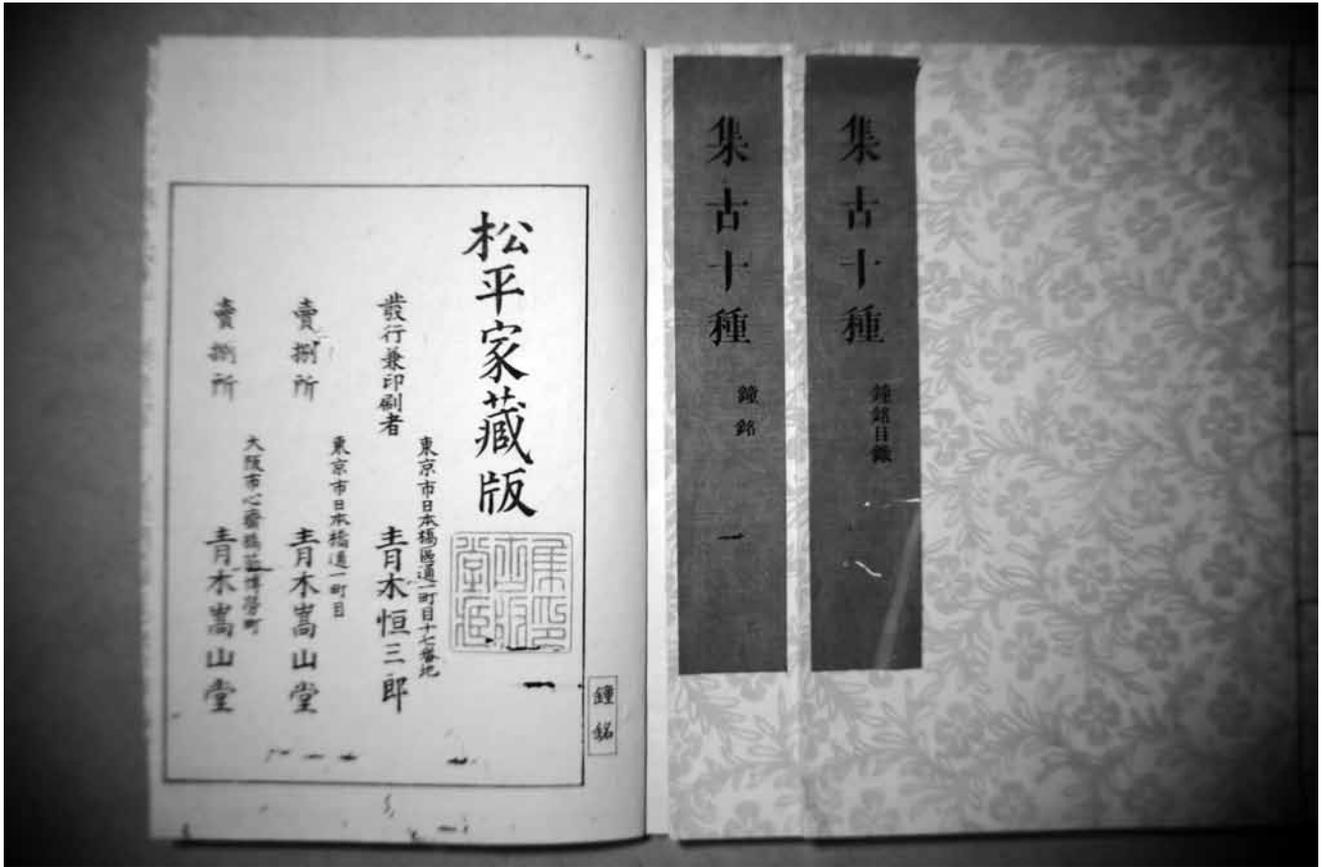


写真7 「鐘銘目錄」・「鐘銘一」表紙、「鐘銘八」奥付

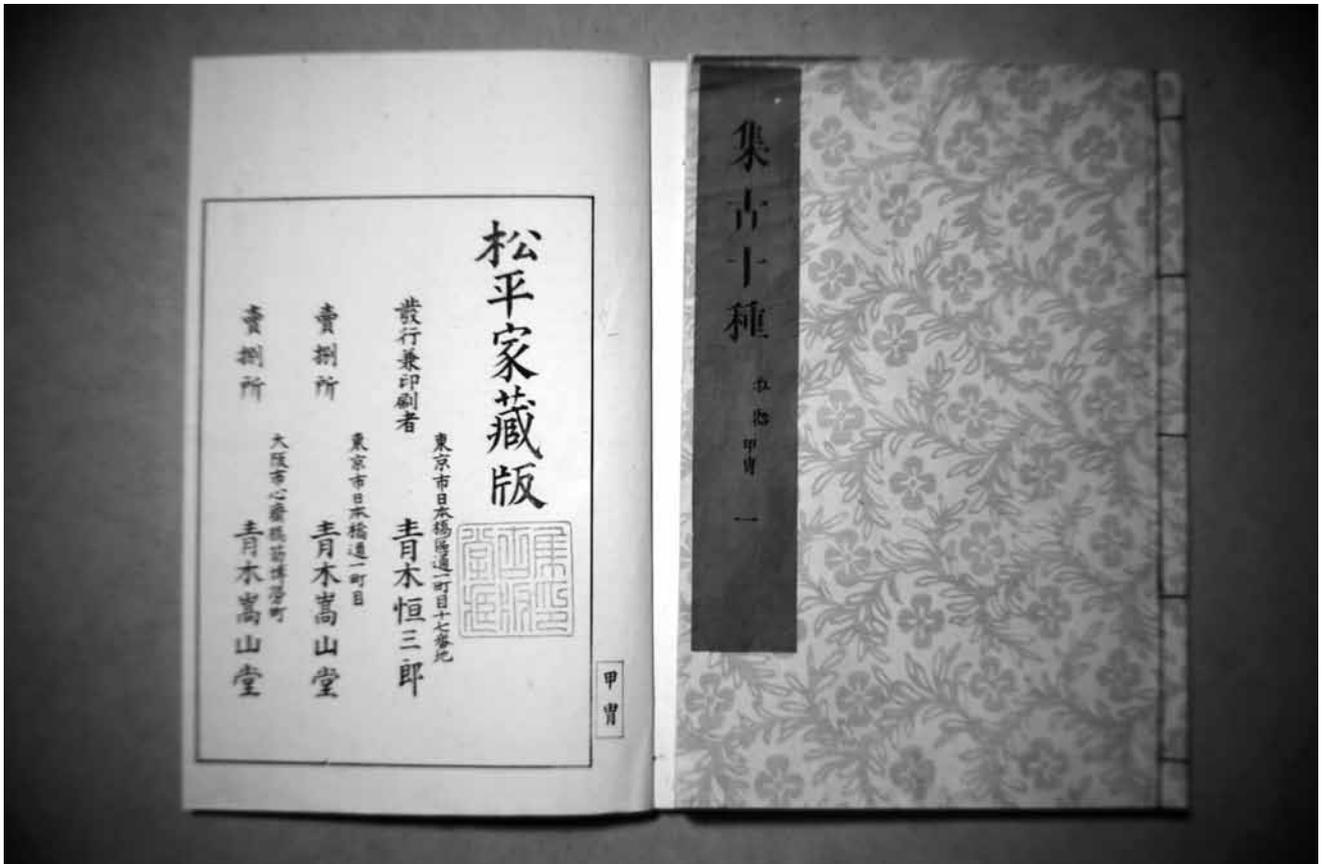


写真8 「兵器 甲冑一」表紙、「兵器 甲冑十二」奥付

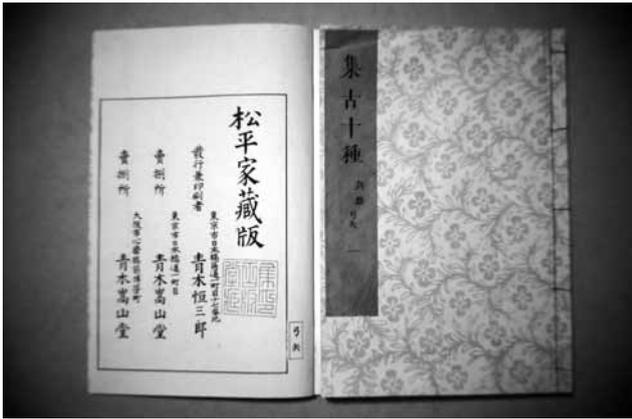


写真10 「兵器 弓矢一」表紙、「兵器 弓矢二」奥付

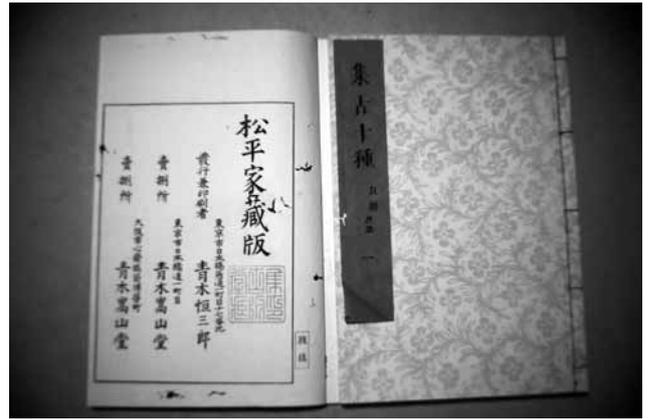


写真9 「兵器 旌旗一」表紙、「兵器 旌旗五」奥付

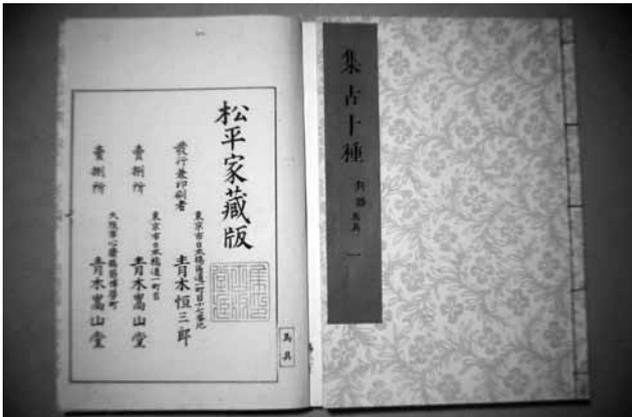


写真12 「兵器 馬具一」表紙、「兵器 馬具三」奥付



写真11 「兵器 刀劔一」表紙、「兵器 刀劔三」奥付

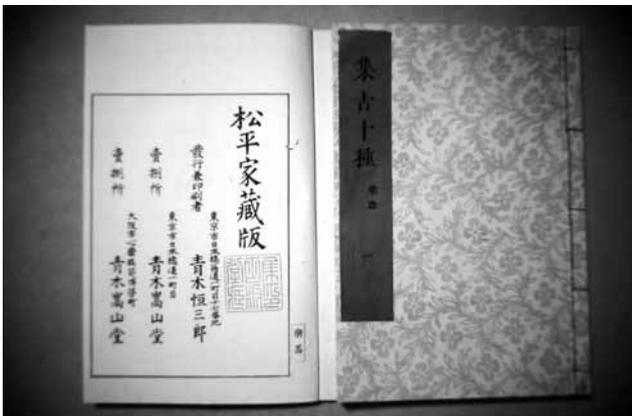


写真14 「樂器一」表紙、「樂器六」奥付

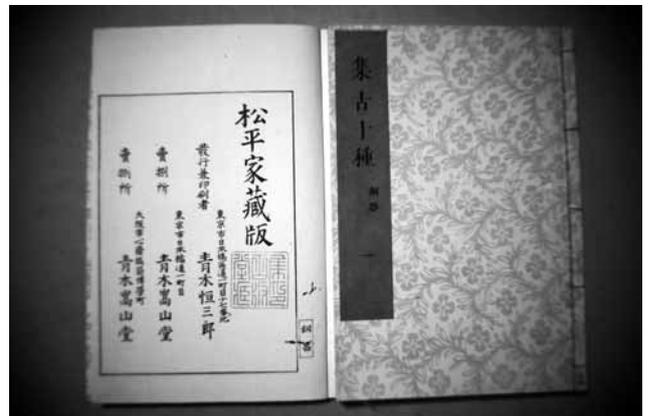


写真13 「銅器一」表紙、「銅器三」奥付



写真16 「印章序目」「印章一」表紙、「印章追加二」奥付

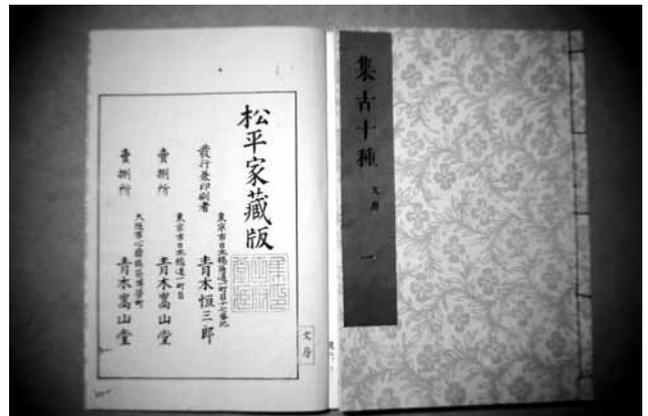


写真15 「文房一」表紙、「文房二」奥付



写真18 「古畫 肖像一」表紙、「古畫肖像五」奥付

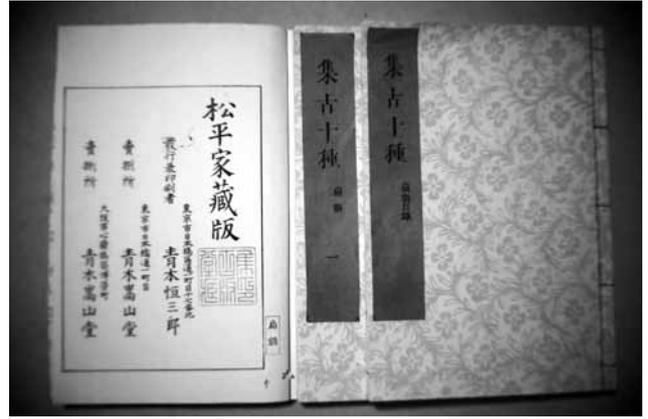


写真17 「扁額目録」「扁額一」表紙、「扁額九」奥付



写真20 「法帖 定家卿眞蹟小倉色紙」表紙



写真19 「七祖賛 弘法大師眞蹟 上」表紙、「七祖賛 弘法大師眞蹟下」奥付



写真22 「雪村所摹牧溪玉潤八景」表紙

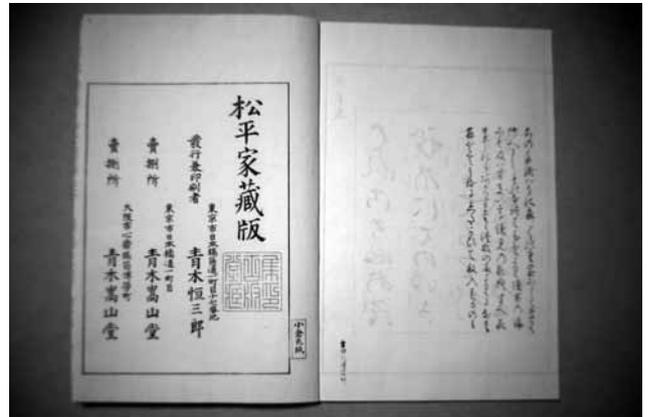


写真21 「法帖 定家卿眞蹟小倉色紙」奥付



写真24 「名物古畫」奥付



写真23 「雪村所摹牧溪玉潤八景」奥付